

小規模事業場における健康確保方策
の在り方に関する検討会
報告書

平成13年9月

小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会

目 次

はじめに	1
I. 小規模事業場の現状	2
II. 小規模事業場における今後の健康確保対策について	3
1. 基本的考え方	3
2. 具体的な内容	3
(1) 小規模事業場等における産業保健活動の充実	3
① 労働安全衛生法上義務づけられている事項の履行確保	
② 小規模事業場における産業保健活動の方法を具体的に示した 指針（マニュアル）の策定及びこれらに基づく指導の実施	
(2) 小規模事業場に対する産業保健サービス提供体制の整備	4
① 小規模事業場における産業医の選任	
② 企業形態、雇用における産業医の選任	
③ 産業医の資質の向上	
④ 保健婦・士の活用	
⑤ 地域産業保健センターの活性化	
(3) 国、事業者団体、労働組合の役割	7
① 国の支援	
② 事業者団体の活動	
③ 労働組合の活動	
おわりに	10
別 添（中間報告書）	11
検討会メンバー名簿	24
検討経緯	25

はじめに

労働者50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）の健康確保方策については、労働安全衛生法において、事業者に対して一定の要件を満たす医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めることや、衛生推進者の選任、関係労働者の意見を聴くための機会（衛生委員会に準ずる機能を果たすもの）を設けることを規定している。また、国の小規模事業場に対する支援として、地域産業保健センター事業や小規模事業場産業保健活動支援促進事業（以下「産業医共同選任事業」という。）が推進されているとともに、THP(Total Health Promotion Plan)活動に対する助成や中小企業集団の活動等に対して各種の支援が行われているところである。

しかしながら、小規模事業場においては、健康診断の実施率が低いことや、健康診断の有所見率が大規模事業場に比べて高いことが指摘されている等、労働衛生水準が大規模事業場に比べ概して低い状況にあることから、小規模事業場の労働衛生水準の向上を図ることが課題となっている。

このような状況の中、平成11年1月の中央労働基準審議会の建議において、地域産業保健センター事業や産業医共同選任事業等の一層の推進を図るとともに、関係機関との連携を含め、地域産業保健センター事業の活性化等小規模事業場における総合的な健康確保方策について、検討の場を設けることが適当である旨、また、労働安全衛生法に基づく産業医の選任対象事業場の範囲等については、これらの事業の推移等を考慮しつつ、引き続き、総合的な見地から検討することが適当である旨、指摘されたところである。これを受けて、平成11年9月10日から本検討会において小規模事業場における健康確保方策の在り方についての検討を行った。

本検討会においては、まずはじめに地域産業保健センターの活性化方策について検討を行い、平成12年9月に中間報告を行った。その後、小規模事業場における総合的な健康確保方策についてさらなる検討を行い、今般、一定の結論に達したことから、これらの結論について報告する。

I. 小規模事業場の現状

小規模事業場においては、労働衛生上次のような問題点があげられる。

- 事業場規模が小さくなるに従い、健康診断の実施率、受診率が低下する(表1.)。

表1. 一般健康診断(定期)の実施状況及び受診状況(%)

事業場規模	実施率	受診率
計	84.8(85.7)	85.1(88.1)
5,000人以上	100.0(100.0)	94.8(99.4)
1,000~4,999人	100.0(100.6)	95.0(96.4)
300~999人	99.8(99.8)	94.0(95.1)
100~299人	99.0(99.1)	92.9(95.3)
50~99人	96.6(95.2)	88.1(88.7)
30~49人	92.8(93.0)	87.5(88.6)
10~29人	80.6(82.1)	72.2(79.1)

*平成9年(平成4年)

(資料出所)労働省「労働者健康状況調査報告(平成9・4年)」

- 事業場規模が小さくなるに従い、定期健康診断における労働者の有所見率が高くなる傾向にある(表2.)。

表2. 事業場規模別定期健康診断有所見率(%)

事業場規模	有所見率
計	44.52
1,000人以上	39.09
300~999人	41.99
100~299人	45.32
50~99人	48.37
~49人	51.14

(資料出所)厚生労働省「定期健康診断結果調(平成12年)」

- 小規模事業場においては、産業医等の産業保健に関する専門的知識を有する人材配置が不十分である等、個々の事業場単独では解決しにくい問題が存在する。
- 小規模事業場の事業者、労働者共に事業場での産業保健活動に対する意識が低い傾向にある。また、事業者がそのような意識を持っている場合においても、積極的に産業保健活動を実施できる環

境にない場合も多い。

- 近年、就労形態や雇用形態等が多様化し、SOHO (Small Office Home Office) といった就労形態も増加している。このような就労形態や雇用形態に対しては、現行の労働衛生管理体制が十分に機能しない場合があると考えられる。
- 国としても、産業医共同選任事業、地域産業保健センター事業の運営等により小規模事業場における健康確保対策を支援している。しかし、産業保健推進センターと地域産業保健センターの連携が不十分であること等から、これらの支援が十分な効果をあげていない点が見られる。
- 一方、産業医・衛生管理者の選任、衛生委員会の設置が義務づけられている事業場においても、事業場規模が小さいほど、これらの履行が十分とはいえない状況である。

II. 小規模事業場における今後の健康確保対策について

1. 基本的考え方

今後の健康確保対策については、事業場規模に関わらず、その事業場の状況に応じた適切な産業保健サービスが提供され、全ての労働者が心身ともに健康で働けることを目的とする必要がある。今後、少子高齢化や就労形態の多様化等が進展する中、健康確保対策を充実することは、安定した労働力の確保と生産性の向上に資する観点から、社会的な要請ともなっている。

そのためには、国・事業者（団体）・労働組合、それぞれの立場から必要な健康確保対策を推進する必要がある。

本検討会においては、上記の考え方を踏まえ、小規模事業場における健康確保対策を総合的に示すという観点から検討を進めた。

2. 具体的な内容

(1) 小規模事業場等における産業保健活動の充実

① 労働安全衛生法上義務づけられている事項の履行確保

全ての事業者に対し、労働者の健康確保のため、雇入時健康診断、定期健康診断等の実施、健康診断実施後の措置等が義務づけられて

いる。しかしながら、上述したように、小規模事業場においては、それらの履行が十分に図られていない現状が見受けられる。健康診断の実施等、労働安全衛生法上義務づけられている事項の履行確保を図るための指導、啓発を強化するとともに、それらの事項の実施状況をフォローアップしていくことが必要である。

さらにこれらの事項が、全ての事業場において履行できるような方策について検討することが望まれる。

② 小規模事業場における産業保健活動の方法を具体的に示した指針（マニュアル）の策定及びこれらに基づく指導の実施

小規模事業場の事業者は、産業保健活動の必要性を認識している場合でも、その実施方法がわからず、適切な産業保健活動が実施されない場合が多い。

そこで、事業者が産業保健活動を行うにあたり参考となるような、産業保健活動の具体的なすすめ方が記された指針（マニュアル）を示すことが有効である。

本指針（マニュアル）には、事業者が労働者の健康確保のために行わなければならない産業保健活動の内容や、個々の産業保健活動の実施に当たっての留意事項、計画的な産業保健活動のすすめ方、適切な産業保健活動が行われるために重要となる労働者の意見を聴取する場（安全・衛生委員会等）の設け方等について事業場の規模に応じて記載される必要がある。また、これに基づき計画的に産業保健活動が実施されるよう事業場に対して指導し、その実施状況をフォローアップしていくことが必要である。

（2）小規模事業場に対する産業保健サービス提供体制の整備

① 小規模事業場における産業医の選任

産業医の選任基準の見直しについては、産業保健サービスをより多くの小規模事業場の労働者に提供するための方策として、産業医の選任基準を現行の50人から30人まで引き下げるべきであるという意見が出された。一方で、小規模事業場に大きな経済的負担が発生すること、産業医の充足の難しい地域がなお存在すること、さらに

は現在選任義務のある事業場においてもその履行が不十分であること等から、引き下げを行うべきではないという意見が出された。

しかしながら、事業場の産業保健活動の充実のためには、産業医の活動が重要であることは言うまでもない。上記の意見を踏まえ当面においては、事業場規模による選任基準の見直しを行うのではなく、小規模事業場の産業医選任に係る努力義務規定に基づき、②のような多様な事業形態や産業構造を踏まえた産業医活動の活用や支援措置の充実により、より一層産業保健活動の充実を促進すべきである。

② 企業形態、雇用形態等に応じた多様な産業医活動の実施

小規模事業場の企業形態も多岐にわたり、重層の請負構造のもとで下請けとなっているもの、大企業の構内下請けとなっているもの、支店や営業所等の分散する小規模事業場を複数有するもの等がある。また、パート労働者、派遣労働者の増加等、雇用形態もまた多様化している。そのような中、個別の事業場における産業医の選任のみではなく、企業形態や雇用形態に応じた次のような取組みにより、よりの確な産業医活動の促進を図ることが有効である。

- ・ 小規模事業場を複数有する企業においては、総括的な産業医を選任し、企業内の小規模事業場の産業保健活動の促進について指導する。
- ・ 構内外下請けを有する親企業については、親企業の産業医が、構内外下請けの小規模事業場の産業保健活動にも関与し、また統括的に指導する。
- ・ 複数の小規模事業場で共同して産業医を選任する。

さらに、小規模事業場の産業保健活動の促進を図る観点から、業種・業態等に応じ、かつ労働者数に応じて産業医活動時間の目安を示すことについて検討すべきである。

③ 産業医の資質の向上

産業医に対する研修としては、日本医師会や都道府県医師会等が実施する産業医学基礎研修及び生涯研修、産業医科大学が実施する

産業医学基本講座や産業医実務研修等が行われている。小規模事業場における産業医活動を行うにあたっては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識の習得に努める必要がある。しかし、産業医に対する研修は、開催回数の少ない地域があることや、実務研修を行うことが困難である場合も多い。今後、産業医の大部分を占める、地域医療に従事しつつ嘱託産業医に選任されている医師の、産業医としての資質向上を図る機会を幅広く提供する観点からも、産業保健推進センターを活用した実務研修の積極的な実施等により、産業医に対する研修の充実を図られる必要がある。特に、地域における産業保健活動を行うにあたり、指導者となりうる産業医の育成が重要である。

また、近年、労働衛生コンサルタントの資格や日本産業衛生学会専門医を取得した産業医が、中小規模事業場の産業保健活動に専ら従事することで、適切な産業保健活動が展開されている事例もあり、今後このような活動を経験した産業医が指導者となることも期待される。

④ 保健婦・士の活用

健康診断結果に基づく保健指導の充実を図るため、保健婦・士を積極的に活用する必要がある。また、保健婦・士による労働衛生教育や作業管理、作業環境管理等への参画等も期待されるところである。そのため、地域産業保健センターや地域の保健婦・士等の活用促進についての支援策について検討する必要がある。

⑤ 地域産業保健センターの活性化

小規模事業場の産業保健活動に重要な役割を果たす地域産業保健センターの活性化については、先の中間報告（別添参照）においてとりまとめた、地域産業保健センターの周知広報活動、各地域における産業保健ニーズの把握、コーディネーターの資質向上、健康相談窓口の設置方法等、地域産業保健センター活性化に向けた具体的方策の実現を図る必要がある。

(3) 国、事業者団体、労働組合の役割

小規模事業場における健康確保対策を実施するに当たっては、国のみならず、事業者団体、労働組合それぞれの立場で、役割を果たす必要がある。

① 国の支援

ア) 産業保健推進センターの地域産業保健センターに対する指導機能の充実と一体的な推進を図るための体制整備等

現在、地域産業保健センターの活動状況は同一県内においてもばらつきが大きいことが指摘されている。この原因の1つとして、各センターの活動を統一的に指導支援する体制がないことがあげられる。

産業保健推進センターと地域産業保健センターとの連携の推進により、産業保健に新たに求められるニーズに即応した活動が可能となり、さらには業務の効率化が図られることが期待されることから、今後、両センターがそれぞれの機能の整合性を図り、各地域の産業保健活動を推進していくことが必要である。また、両センターが連携し、その地域の実情に即した実効ある産業保健活動を行うために、産業保健推進センターが当該地域の労働者の健康状態等の把握・分析を行い、その結果を両センターの活動に反映させる仕組みについての検討も行うべきである。なお、産業保健推進センターのスタッフや地域産業保健センター登録医等の産業保健関係者が活動しやすい環境整備について検討する必要がある。

イ) 小規模事業場集団に対する効果的な支援の実施

小規模事業場に対する支援においては、工業団地や大型ショッピングモール、商工会等の小規模事業場集団をとらえ、集団のスケールメリットを活かした支援を進めていくことが有効である。このため、産業保健活動に取り組もうとする小規模事業場集団に対して、産業保健活動計画の策定やそれに基づく産業保健活動について、産業保健推進センターや地域産業保健センターが連携して支援を行う仕組みが必要である。

また、産業医共同選任事業についても、本事業がより活用しやす

くなるよう、その運用方法についての検討が必要である。

ウ) がん等の遅発性の疾病を発生させる化学物質に係る記録の適切な保存

がん等の遅発性の疾病を発生させる化学物質を取り扱った労働者については、長期にわたり継続的な健康管理が重要である。しかし、労働力の流動化や経済環境の変化の速さから、当該労働者に係るデータを保存することが難しくなり、適切な健康管理を継続的に行うことができなくなるおそれがある。そこで、事業者の委託を前提として、当該労働者に係る健康診断個人票、作業環境測定結果、作業の記録を事業者以外のものが継続的に保管するシステムの構築について検討する必要がある。

エ) 労災防止指導員の活動の強化

都道府県労働局長が任命する労災防止指導員に対して、研修の実施及び指導に必要な情報・資料の提供等を行うことにより、その知識等の充実を図り、労災防止指導員活動の推進を図る。

オ) 産業保健活動の重要性についての認識の向上

産業保健活動の重要性についての認識向上のために、国、事業者団体、労働組合、産業保健推進センター、地域産業保健センター等の連携や職域・地域の連携を図り、広報啓発活動を行うことが必要である。

② 事業者団体の活動

小規模事業場の事業者の理解が十分でないために、産業保健活動がスムーズに行われていない場合もある。そのため、事業者団体から小規模事業場の事業者に対し、産業保健活動の重要性に関する広報啓発活動の実施が必要である。また、事業者が産業保健活動を実施する際に抱えている問題点についてアンケート調査を行う等により現状を把握し、事業者団体からの支援活動につなげることも有効である。

さらに、産業保健の専門家の派遣等により事業場の労働衛生についての支援や、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に対する支援を可能な限り行う必要がある。

③ 労働組合の活動

単独で産業保健活動の実施が困難な小規模事業場に対し、企業グループ単位の労働組合の結合組織を活かし、下請け・関連企業等への支援を行う。さらに、地方組織を核とした安全衛生活動の充実を図る必要がある。

また、適切な産業保健サービスが提供されるために、労使に対するアンケート調査を実施し、産業保健活動を行う際の問題点やニーズの把握を行うことも有効である。

おわりに

本検討会は、小規模事業場における健康確保方策の在り方を総合的に検討するため、平成11年9月から平成13年9月まで11回の検討を重ね、小規模事業場における実効ある産業保健活動の在り方について、現状の問題点に即した検討を行った。

本報告は、地域産業保健センター事業の活性化方策や、小規模事業場等における産業保健活動の充実方策、産業保健サービス提供体制、さらに小規模事業場における健康確保対策を実施するに当たっての国、事業者団体、労働組合それぞれの立場が担うべき役割についての提言を取りまとめたものである。

地域産業保健センターにおいては、コーディネーターの資質の向上、産業保健推進センターとの連携の強化等により、事業の活性化を図り、各地域における小規模事業場の労働者の健康確保対策や労働衛生水準の向上を支援する中核的機関としての役割を担うことが期待される。

また、法令に規定された対策はもとより、本報告において提言した小規模事業場の産業保健活動に関する指針（マニュアル）に基づく活動や、企業形態等に応じた多様な産業医活動の実施等の取組みにより、小規模事業場における産業保健活動がより一層実質的に前進することが期待される。

本報告における提言が、今後の産業保健施策に積極的に活用されることにより、小規模事業場の労働者の健康保持増進が充実されることを望むものである。

別 添

小規模事業場における健康確保方策
の在り方に関する検討会
中間報告書

平成12年9月

目 次

1	小規模事業場の現状	13
2	地域産業保健センター事業の概要	13
	(1) 健康相談窓口	
	(2) 個別訪問産業保健指導	
	(3) 産業保険情報の提供	
3	地域産業保健センターの現状と問題点について	14
	(1) 利便性について	
	(2) ニーズの把握について	
	(3) 地域産業保健センターのスタッフについて	
	(4) その他	
4	地域産業保健センターの方向性	16
5	地域産業保健センターが行う具体的活性化対策	16
	(1) 全般的事項	
	(2) 地域産業保健センターの利便性の改善	
	(3) 個別事業について	
	おわりに	21
	別添資料（地域産業保健センターの活動実績）	23

1 小規模事業場の現状

小規模事業場の多くは、経営基盤の脆弱性、労働者の高齢化、労働安全衛生に関する専門知識を有する人材の不足、配置転換等の適切な就業上の措置が困難であること等の基本的な問題点が指摘されている。

労働衛生水準の視点から小規模事業場の現状をみると、衛生管理者等に代わり常時10人以上の労働者を使用する事業場に選任が義務付けられている安全衛生推進者又は衛生推進者を選任している事業場の割合は19.6%である（労働省「労働安全衛生基本調査報告（平成7年）」）。定期健康診断の受診率については、1000人以上5000人未満の事業場では95.0%、5000人以上の事業場では94.8%であるのに対し、30人未満の事業場では72.2%、30人以上50人未満の事業場では87.5%と低率である（労働省「労働者健康状況調査報告（平成9年）」）。また、定期健康診断有所見率は、小規模事業場（自主的に提出した事業場の結果）において49.6%と全体の有所見率42.9%と比較して高率である（労働省「定期健康診断結果調（平成11年）」）。

このような労働衛生水準の現状をもたらしている原因としては、事業者の産業保健活動に対する理解不足、労働者本人の健康管理に対する意識の問題、小規模事業場における労働者の高齢化等が挙げられる。

2 地域産業保健センター事業の概要

地域産業保健センターは、産業医選任義務のない小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、平成5年度より郡市区医師会への委託事業として実施されており、現在、各労働基準監督署の管内に1カ所（全国で347カ所）の割合で設置されている。また、平成8年の労働安全衛生法の改正により、小規模事業場において、「事業者は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努める（労働安全衛生法第13条の2）」ことが規定され、同時に、当該事業者は地域産業保健センターの利用等に努めることが労働安全衛生規則第15条の2により規定された。

現在、地域産業保健センターで行っている主な事業は次の3つである。

(1) 健康相談窓口

小規模事業場の事業者及び労働者を対象に、健康診断結果の見方、生活習慣病の予防、メンタルヘルスの進め方等について、専門の知識を有する医師や保健婦又は保健士が相談に応じる。

(2) 個別訪問産業保健指導

小規模事業場を産業医等が訪問し、事業者からの健康診断の事後措置について相談を受けたり、労働者から健康相談を受けたことに対して、産業保健の観点から指導を行う。また、事業場内職場巡視を行い、有害な作業環境の改善のためのアドバイスを行う。

(3) 産業保健情報の提供

小規模事業場の事業者等に対し、産業医としての要件を満たす医師、健康診断機関、労働衛生コンサルタント等に関する情報を提供する。

なお、平成10年度から小規模事業場の集積度が高い都市部の地域産業保健センターを中心に、休日・夜間における健康相談窓口やメンタルヘルス相談窓口の開設数増加等の機能の拡充強化を進めている。平成12年7月現在、72カ所で拡充センター業務を行っている。

3 地域産業保健センターの現状と問題点について

いくつかの地域産業保健センターにおいては、独自のリーフレット作成や、都道府県労働局や労働基準監督署との連携による個別訪問産業保健指導の対象事業場の確保、あるいは地元の医療機関における健康相談窓口の開設等、活発な活動を行っている。しかし、地域産業保健センター事業に対する事業者や労働者の理解が十分でないことから地域産業保健センターの利用に必ずしも結びついていないこと、地域産業保健センターの事業者や労働者を含む関係者

に対する広報活動の努力にも関わらず、事業者や労働者への周知が徹底されていないこと等により、全体としての活動状況は低調である（平成11年度の地域産業保健センター事業の実績を別添資料として示す。）。

その他、活動状況がこのように低調である原因としては、以下の様な点が挙げられる。

(1) 利便性について

地域産業保健センターの受付窓口が常に開設されていないため利用者がコーディネーターと連絡が取れない場合があること、地域産業保健センターの設置が労働基準監督署管内に1ヶ所であるため地理的に利用しにくいこと、健康相談窓口の開設時間が利用者にとって利用しにくい等の問題が挙げられる。

(2) ニーズの把握について

各地域における小規模事業場の健康管理の問題点等についての実態が十分に把握出来ていないため（例えば、小規模事業場でニーズの高いメンタルヘルス、特に職場復帰の相談への対応が十分でない等）、利用者のニーズに沿った産業保健サービスが提供されていないといった問題が挙げられる。

(3) 地域産業保健センターのスタッフについて

地域産業保健センターのスタッフの技能や意欲にばらつきがある、コーディネーターが常勤ではなく出勤日数が限られている、コーディネーターが短期間で交代している場合がある、といった問題が挙げられる。

(4) その他

産業保健活動を行うためには、専門的な知識・技能が必要であるにもかかわらず、これらのスタッフに対する教育研修等の機会が提供されていないことや、処遇が十分ではないという問題もある。さらに、交通事故等の災害時の保障が認められていないことも小規模事業場に対する産業保健活動の低調さを引起こす要因の一つである。

また、各地域産業保健センターの活動区域と保健医療圏との整合